

朝日町告示第68号

朝日町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2次）交付要綱を次のように定める。

令和3年9月10日

朝日町長 笹原靖直

朝日町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2次）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、県から発出された「飲食店等における適切な感染防止対策及び営業時間の短縮の協力要請」（以下「時短要請」という。）に応じた事業者に対する協力金（以下「協力金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 事業者 町内に事業所又は事務所（以下「事業所等」という。）を有する個人及び法人で町内において飲食店を営むものをいう。
- （2） 営業時間の短縮 夜8時から翌朝5時までの時間帯の営業を自粛し、従来の営業時間を短縮することをいう（ただし、従来の営業時間が朝5時から夜8時までの枠内である場合を除く。）。

（交付対象者）

第3条 この要綱による協力金の交付を受けることができる事業者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- （1） 富山県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金申請受付要項に基づく営業時間の短縮の協力を要請する飲食店等を運営する事業者であること。

(2) 業種ごとのガイドラインを遵守していること。

(3) 暴力団又は暴力団員に関与していない者であること。

(交付額)

第4条 協力金の交付額は、20万円とする。ただし、営業の用に供する面積が1,000㎡以上又は1団体20人以上の宴会用の個室を有する店舗は60万円とする。

2 県の協力金が支給されなかった事業者については、想定される県の協力金及び町の協力金を併せた額を交付するものとする。

3 1事業者につき複数の店舗を営業するものについては、店舗の数に応じて協力金を交付するものとする。

(協力金の申請)

第5条 協力金の交付を受けようとする者は、朝日町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金(第2次)交付申請書(様式第1号。以下「交付申請書」という。)に次の表に掲げる関係書類を添付し、町長に提出するものとする。

交付対象	関係書類
県の時短要請の対象店舗に該当する事業者	営業時間の短縮又は休業の状況がわかる書類及び写真 感染防止対策を行っている状況がわかる写真 その他町長が必要と認める書類
県の時短要請の対象店舗に該当する事業者であり、1団体20人以上の宴会用の個室を有する事業者	営業時間の短縮又は休業の状況がわかる書類及び写真 感染防止対策を行っている状況がわかる写真 宴会用の個室の写真 その他町長が必要と認める書類

(申請期間)

第6条 協力金の申請期間は、令和3年9月13日から令和3年11月15日までとする。

(誓約・同意事項)

第7条 協力金は、次の各号のいずれにも誓約し、同意した者でなければ、交付しないものとする。

(1) 第3条の要件を満たしていること。

- (2) 交付申請書の記載事項及び関係書類に虚偽がないこと。
- (3) 検査、報告又は是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じること。
- (4) 協力金の交付決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚し、協力金の交付決定が取り消され、協力金の返還を命じられた場合は、これに応じること。町長が、協力金の返還を命じたにもかかわらず、返還すべき協力金の全部又は一部が納付されなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額に対して年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を支払うこと。
- (5) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が朝日町暴力団排除条例（平成24年朝日町条例第1号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は第6条に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「密接関係者」という。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。申請事業者の経営に暴力団、暴力団員及び密接関係者が、事実上参画しておらず、当該事実確認をするため、必要な事項を富山県警察本部刑事部組織犯罪対策課長に照会する場合があること。

（協力金の交付決定等）

第8条 町長は、第5条に規定する交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、協力金の交付の可否の決定を行うものとする。

2 町長は、前項の決定を行ったときは、当該申請者に通知するものとする。

（協力金の請求）

第9条 協力金の交付の決定を受けた者は、朝日町新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第2次）請求書（様式第2号）により、町長に請求するものとする。

（協力金の返還）

第10条 町長は、偽りその他の不正行為により協力金の交付を受けた者がいるときは、当該協力金の全額又は一部を返還させることができる。

（細則）

第 1 1 条 この要綱に定めるもののほか、協力金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。